

## 第 311 回西宮市建築審査会議事録（要旨）

1. 日 時 平成 31 年 3 月 4 日（月）午後 2 時 00 分～ 3 時 00 分
2. 場 所 西宮市役所南館 2 階 952 会議室
3. 出席者  
建築審査会委員／黒坂委員、松本委員、池内委員、安田委員、下永田委員、中島委員  
西宮市／建築指導課（課長、建築指導チーム係長、建築指導チーム副主査）  
事務局／建築調整課（課長、審査会チーム係長、審査会チーム副主査、審査会チーム主事）

### 4. 議 題

#### （1）同意案件

##### ・議案第 1 号

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可

「幅員 1.8m 以上 2.0m 未満の空地に 2m 以上接する敷地に一戸建ての住宅を建て替える件」

申請位置：苦楽園一番町

敷地単位の用途：一戸建ての住宅

工事種別：新築（建替）

敷地面積： 145.83 m<sup>2</sup>

建築面積： 52.99 m<sup>2</sup>

延べ面積： 92.74 m<sup>2</sup>

申請建築物の用途：一戸建ての住宅

構造：木造、階数：地上 2 階建、高さ： 7.991m

#### （2）諮問案件

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可包括同意基準の見直しについて

#### （3）報告案件

##### ・建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の報告【1 件】

（敷地等と道路との関係における接道義務に係る許可）

苦楽園二番町(1 件)

### -----（議事録）-----

#### 1. 確認事項等

- （1）議題の確認、個人情報取扱いの確認
- （2）会議録（議事録）署名委員の指名
- （3）議案審議公開・非公開の確認  
公開：議題（1）、（2）、（3）
- （4）傍聴者の確認  
傍聴者なし

## 2. 審議内容

### (1) 同意案件

#### ・ 議案第 1 号

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可

「幅員 1.8m 以上 2.0m 未満の空地に 2m 以上接する敷地に一戸建ての住宅を建て替える件」

西宮市：

上記同意案件について説明

質疑応答（概要）：

- ・ 不適格条項である建築基準法第 43 条第 1 項（建築物の敷地は、道路に 2m 以上接しなければならぬ。）についての確認
- ・ 許可条項である建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号（その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないもの）についての確認
- ・ 省令基準である省令第 10 条の 3 第 4 項第 3 号（その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するための十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接すること）についての確認

審議結果：

同意される。

### (2) 諮問案件

- ・ 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可包括同意基準の見直しについて

西宮市：

上記諮問案件について説明

諮問結果：

次回、継続審議とする。

### (3) 報告案件

- ・ 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の報告（1 件）

西宮市：

上記報告案件について説明

報告結果：

了承される。